きる。」を削り、②を①とし、③から⑯までを１ずつ繰り上げ、様式第十三中「㊞」及び「２．氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。」を削り、同様式備考３を同様式備考２とし、同様式備考４から同様式備考11までを１ずつ繰り上げ、様式第二十一中「㊞」及び「５　押印」の欄には、押印することとされている書類について光ディスクによる手続を行う場合にあつては、押印する。ただし、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考６を同様式備考５とする。

第四十二条　特定設備検査規則の一部を次のように改正する。

様式第十中「㊞」及び「２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「１　この」を「この」に改め、様式第二十四中「㊞」及び「３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第十八から様式第二十三まで中「署名」を削る。

（石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第四十三条　石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第八、様式第十一から様式第十三まで及び様式第二十四中「氏　　名」を「氏　　名」に改め、様式第九中「印」及び「５　登録申請者本人が署名押印すること。」を削り、様式第二十三中「印」を削り、「署名」を「署名又は記名」に改め、様式第四十五中「印」及び「５　「押印」の欄には、押印をすることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合にあつては、押印をすること。」を削り、同様式備考６を同様式備考５とする。

（揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第四十四条　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第五の二中「氏名　　印」を「氏名」に改め、様式第三十一中「㊞」及び「２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「１　この」を「この」に改め、様式第三十二中「㊞」及び「４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削る。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正）

第四十五条　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「印を押さなければならない。ただし、その書面が特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願に関するものであるときは、押印に代えて提出者が」を削る。

第六条第一項中「印を押した願書（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願にあつては、その者が記名し、かつ、署名をしたもの）」を「署名をした願書」に改める。

第九条第一項中「、あて名又は印鑑」を「又はあて名」に、「、様式第四若しくは様式第四の二又は様式第五若しくは様式第五の二」を「又は様式第四若しくは様式第四の二」に改める。

第十六条第二項及び第三十条第二号中「押印又は」を削る。

第三十六条第四項中「印を押し、又は」を削る。

第五十三条第三項及び第六十三条第一項第四号中「押印」を「署名」に改める。

第八十四条第三項中「の印を押す」を「が署名をする」に改める。

様式第一、様式第二、様式第二の三、様式第二の五、様式第二の七、様式第二の九、様式第十一の三、様式第十一の五、様式第十一の七、様式第十二、様式第十三、様式第十三の三、様式第十五、様式第十五の二の二、様式第十五の二の四、様式第十五の三、様式第十六、様式第十七、様式第二十の三、様式第二十一の三、様式第二十四、様式第二十六及び様式第二十六の三中「㊞」を「（署名：　　）」に改める。

様式第一の二、様式第二の二、様式第二の四、様式第二の六、様式第二の八、様式第二の十、様式第三の二、様式第四の二、様式第五の四、様式第六の二、様式第十一の四、様式第十一の六、様式第十一の八、様式第十二の二、様式第十三の二、様式第十三の四、様式第十五の二、様式第十五の二の三、様式第十五の二の五、様式第十五の四、様式第十六の二、様式第十七の二、様式第二十六の二、様式第二十六の四、様式第二十七の二及び様式第二十九の二中「㊞」を削る。

様式第十八の二、様式第十九の二、様式第二十の四、様式第二十一の四、様式第二十二の二、様式第二十三の二及び様式第二十四の二中「㊞」を「Signature　　」に改める。

様式第一の備考18及び様式第二の三の備考４中「印」を「署名」に改める。

様式第一の二の備考８及び様式第二の四の備考３中「又は印」を削る。

様式第三の備考６中「印を押す」を「署名をする」に改め、同様式の備考16中「印」を「署名」に改め、同様式の備考20中「印」を「署名」に改める。

様式第五及び第五の二を次のように改める。

様式第５及び様式第５の２　削除

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部改正）

第四十六条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第九まで、様式第十九、様式第二十一、様式第二十七から様式第三十まで及び様式第四十中「　印」を削り、様式第二十中「印」及び「３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考４を同様式備考３とし、同様式備考５を同様式備考４とし、様式第二十二から様式第二十六まで中「　印」及び「３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、様式第四十二中「印」及び「５　「押印」の欄には、押印することとされている書類について光ディスクによる手続を行う場合にあつては、押印をすること。」を削り、同様式備考６を同様式備考５とする。

（特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部改正）

第四十七条　特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第十一及び様式第十四中「㊞」及び「３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削る。

（深海底鉱業暫定措置法施行規則の一部改正）

第四十八条　深海底鉱業暫定措置法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第三から様式第十二の二まで及び様式第十四中「㊞」を削り、「氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を「氏名（代表者の氏名を除く。）は本人が記名すること。」に改め、様式第十五中「㊞」及